

徳島県告示第十八号

国土交通省四国地方整備局四国技術事務所長から、次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年一月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測 量 の 種 類	測 量 を す る 地 域	測 量 を す る 期 間
公共測量（デジタル撮影及び航空レーザ測量）	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、美馬市、三好市、名西郡石井町、海部郡牟岐町、美波町及び海陽町、板野郡松茂町及び北島町、美馬郡つるぎ町並びに三好郡東みよし町	令和元年十二月二十一日から 令和二年二月二十八日まで